

2025年7月7日(月)

地域交通シンポジウム「緊急提言～地域交通制度の革新案～」

宿利会長 挨拶

皆様こんにちは。運輸総合研究所の会長をしております宿利です。皆様には日頃より大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。今日は会場も既に満席であります、オンラインでも多くの皆様にご参加の申し込みをいただいております、合わせますと1200名ぐらいということであります。6月13日にバス・タクシー・鉄道の自動運転についてシンポジウムを開催いたしました、やはり大変多くの皆様に参加していただきました。同じぐらいの数だったと思います。いつも本当にありがとうございます。

さて、今日は来賓のご挨拶を国土交通省の寺田国土交通審議官にお願いしております。公務ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、パネリストといたしまして、皆様それぞれに大変お忙しい中、関西大学の宇都宮先生、広島電鉄の仮井さん、両備ホールディングスの小嶋さん、みちのりホールディングスの松本さん、西日本鉄道の松本さんにご出席いただいております。今日パネルディスカッションで議論していただく皆様は、このシンポジウムのテーマであります緊急提言「地域交通制度の革新案」をとりまとめるにあたって、多大なご尽力をいただきました。かつ、それぞれ各社の事業を通じて、地域交通が抱える課題の解決のためにひとかたならぬご尽力をいただいております。したがって、何が問題であるのか、どこを改めるべきか、ということをご承知の皆様でありますので、後ほどのパネルディスカッションをぜひ楽しみにしていただければと思います。

ところで、先ほど申し上げました1200人という参加申し込みいただいた方々の顔ぶれを拝見いたしますと、広範囲の分野にわたってご参加いただいておりますが、やはり公共交通事業に携わっておられる皆様、陸・海・空にわたって大変多くのご参加をいただいております。また、地方公共団体の皆様にも多くのご参加をいただいております。そして国土交通省、これは本省からもそうであります、地方運輸局の職員の皆様が、北海道から九州、そして沖縄と多くの皆様にご参加いただいております。実は、この公共交通事業者の皆様、地方公共団体の皆様、そして行政当局の皆様が、本日のテーマの差し当たって重要なプレーヤーです。そして、その背後には、国民、利用者一人一人が当事者として関わっている問題であると考えております。その意味で、今申し上げました皆様それぞれが、事業を通じて、あるいは地方自治行政を通じて、あるいは国の行政の中で、直面しておられるさまざまな課題や問題意識を持っておられると思いますが、これらの課題を乗り越えるためにどういう法律制度や財源措置を用意しなければならないのか、そして、このためにゆっくり時間をかけて検討している場合ではないのだということについて、今日はあらためて皆様と一緒にしっかりと議論したいと思っております。

さて、今回の提言は、6月30日に公表いたしました。既にメディアでもいろいろ取り上げられておりますが、この提言の内容につきましては、当研究所の城福特任研究員から後ほどご説明いたします。

ところで、簡単にこの緊急提言に至る経緯をご紹介しておきたいと思っております。当研究所では、2022年の11月から検討委員会を設け、地域交通産業の基盤強化・事業革新をどうやって図るべきかという議論を行ってまいりました。この問題意識の背景にありますのは、日本は海外、特に欧米諸国と違って、地域交通という公共的なサービス、これを私は、そして多くの方々にもご賛同いただけたらと思いますが、これこそ「公共財」

であると思いますけれども、それを民間の企業が企業経営を通じて提供するという非常に特異なスタイルでこれまでやってきたわけであります。そして高度成長期におきまして、あるいは現在でも大都市圏の、しかも大都市の中心部においては、民間企業経営の中で公共的なサービスを提供することが概ね可能でありますけれども、しかし、全国の大半の地域ではもはやそれを期待することは不可能であります。このことは、私が申し上げるまでもなく、皆様が既によくご承知のとおりであります。こういう事態に対してどのように対処すればいいのかということを検討したのが、今申し上げました検討委員会でありました。2023年の秋に、「地域交通革新」という政策提言を出しまして、シンポジウムを開催しましたが、その第2弾が今回であります。

第2弾といいますのは、先ほど申し上げましたように、では具体的にどういう法律制度に変えるべきなのか、あるいは、どういう財源措置を講ずべきなのか、あるいは、一体誰が責任を負うべきなのか、といった具体的な制度の形を明確にしたものが今回の緊急提言です。地域交通制度について、一度原点に立ち返って、戦後間もなくに作られた制度が今でも基本になっておりますけれども、その制度自体を抜本的に見直すことによって、この困難な課題を克服しなければ、これから20年先、30年先、50年先の日本は一体やっていけるのか、持続可能な社会が全国に成り立ちうるのか、という深刻な問題に答えるものであります。私達は研究機関の立場でありますから、どの法律をどう改正したらいいのかというような法改正の具体案にまでは踏み込んでおりません。それはまさに政府のお仕事だと思っておりますが、しかし、どういう考え方で、どういう改正をすべきなのか、どういう制度にすべきなのか、ということについては、重要な部分は漏れなく議論を集約して今日お示しできると考えております。

どうぞ皆様、これは他人事ではなくて、日本の現実を直視していただきながら、日本の国全体として今何をやるべきなのか、ということをお考えいただければ大変ありがたいと思っております。また、その緊急性、切迫しております状況につきましては、今日ご登壇いただきます小嶋さんが代表を務めておられる地域公共交通総合研究所が、今年の2月に全国のバス事業者などにアンケートを行いまして、その結果でも制度の改善や行政的な支援が不可欠であるということが明確に示されており、そうでなければ、もう事業自体が、あるいは事業者自体が存立できない、という大きな悲鳴が聞こえているわけであります。

ところで、今日は寺田国土交通審議官にご出席いただいておりますが、国土交通省は来年の通常国会に向けて、地域交通に関する法律の改正を検討しておられるということを仄聞しております。国土交通省、政府は、交通空白の解消という問題意識で、この問題について重要な政策課題として取り組んでいただいておりますが、ぜひこれから法案の内容を固めていく段階で、今回当研究所が公表しました緊急提言の考え方や内容、また今日これから行われますディスカッションの内容を十分法案に取り込んでいただいて、来年の通常国会に提出していただきたいと強くお願いをしておきたいと思っております。そして、来年の通常国会終了後には、新しい法制度が実現することによって、もう一度日本の将来が明るくなり、将来が確かなものだ実感できるような姿にならないといけない、と心から念ずるものであります。

さて長々と申し上げましたが、これから行われますシンポジウムが、今日ご来場の皆様、そしてオンラインでご参加いただいている多くの皆様にとりまして、真に有意義なものとなりますことを心から祈念・期待いたしまして、ご挨拶いたします。改めまして、本日はご参加いただき誠にありがとうございます。